

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
戒告	市立小学校 教諭 (46 歳)	令和 5 年度から令和 6 年度にかけて継続的に、学校外で借りている駐車場の自家用車内で勤務時間内に喫煙し、合計 76.1 時間、職務専念義務に違反した。	地方公務員法第 32 条、第 33 条及び第 35 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

2 処分日

令和 7 年 6 月 27 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--